

## 投稿規程

### 『日本政治法律研究』『Political and Legal Studies of Japan』

#### 一．投稿資格

- ① 投稿者は日本政治法律学会(以下、本学会)の会員に限る。
- ② 依頼原稿の執筆者については、この限りではない。

#### 二．原稿の種類等

- ① 本学会誌は、依頼原稿と投稿原稿によつて構成され、本学会の理事会によつて選任された年報誌編集委員長の下に構成される年報誌編集委員会によつて編集、刊行される。
- ② 投稿原稿には、「論文」「研究ノート」「議会・行政報告」「書評」がある。これら以外の投稿については、特に年報誌編集委員会が認めた限りにおいて掲載することがある。「論文」とは、投稿者独自の学術的な成果をまとめたものを指す。「研究ノート」とは、研究の中間的な成果、研究上の問題提起、研究プロジェクトの経過報告、他の著書や論文に対する批判的考察、内外の研究動向の紹介等を指す。「議会・行政報告」とは、政治および政策の実践者たる政治家及び行政官等によつて行われた政治・政策の実践に関わる新たな試み等を指す。「書評」とは、第三者である研究者等によつて行われた新たな事実の発見、または流布されている既存の理論に対する検証等、著作に対する評価等を指す。
- ③ 投稿原稿は、広義の政治学、法学、公共政策学における政治に関連したテーマについて書かれたものとする。
- ④ 投稿原稿は、日本語、英語、中国語で書かれた未発表のものに限る。他の雑誌等に掲載されたものや現在投稿中のものを投稿することはできない。原稿が全く同一ではなくとも、その内容が極めて類似していると判断される場合には掲載されないことがある。
- ⑤ 日本語、英語、中国語以外の言語を、注を含めて使用した場合には、組版に掛かる費用として三万円を徴収することがある。なお、なお、日本語、英語、中国語以外の言語を、注を含めて使用した場合には、執筆者は、原稿提出時に年報誌編集委員会に対してその旨を申告するものとする。原稿提出時に申告がなく、日本語、英語、中国語以外の言語を、注を含めて使用した場合には、組版に掛かる費用として三万円を徴収する。
- ⑥ 本学会誌掲載原稿の著作権は、本学会に帰属する。掲載された原稿を執筆者が他の著作等に収録・転用する場合には、文書で本学会事務局に通知し許可を得なければならぬ。

#### 三．投稿の方法及び期日

- ① 本学会誌に投稿できる論文は、各号一人一本である。
- ② 本学会誌に投稿論文が掲載された学会員は、原則として、次号の学会誌に投稿することができない。
- ③ 本学会誌は毎年一回刊行される。投稿希望者は、各号刊行の定められた期日までに(必着、年報誌編集委員長に電子メールで、投稿希望者の①氏名、②所属、③連絡先住所、電話番号、電子メールアドレスと、論文の④仮タイトル、⑤キーワード三語、⑥言語、⑦原稿種別(「論文」「研究ノート」「議会・行政報告」「書評」)、⑧要旨日本語または中国語六〇〇文字、英文三〇〇文字を明記する。
- ④ 投稿申請書と投稿原稿の受理期間は、別途定める。投稿原稿は電子メールで送付しなければならない。
- ⑤ 投稿原稿は査読委員による厳正な査読に付されるため、原稿本体には執筆者名を入れず、また執筆者名を判別できそうな箇所を削除するかもしくは伏字にする等の適切な処置を施した上で、提出することが求められる。この規程に反した投稿は、査読せずに不掲載とする場合がある。
- ⑥ 表紙には、①タイトル(日本語または中国語表記と英語表記)、②執筆者名(日本語または中国語表記とアルファベット表記)、③所属(日本語名と英語名および中国語名と英語名)、④電子メールアドレス、⑤校正送付先、⑥緊急連絡先携帯電話番号を記載する。
- ⑦ 提出される投稿論文は、下記の執筆要領に従った完全原稿でなければならない。
- ⑧ 年報誌編集委員会は、投稿原稿の受理期間が終了した後、その受理を電子メールで投稿者に通知する。
- ⑨ 原稿の返却は、現物と電子記録媒体のいずれについても行わない。
- ⑩ 査読の結果、掲載の条件として修正が求められた場合は、年報誌編集委員会が個別に示す締切までに修正原稿を提出しなければならない。修正原稿については、再査読が行われ、その結果に基づいて掲載の可否が決定される。

#### 四．執筆要領

##### (一) 原稿の長さ

- ① 日本語および中国語原稿の長さは、刷り上がり原稿として、投稿原稿が、「論文」が二〇ページ以下、「研究ノート」が一〇ページ以下、「議会・行政報告」「書評」が六ページ以下とし、依頼原稿が、原則として一〇ページ以下とする。この字数にはタイトル・執筆者名・キーワード・図表・注・文献リスト・欧文要旨が含まれる。なお、タイトルと執筆者名で、刷り上がり原稿において七行を必要とする。但し、年報誌は、一ページにつき五四文字×二〇行で組まれている。
- ② 英文原稿の長さは、「論文」が6,000 words以下、「研究ノート」が3,000 words以下、「議会・行政報告」「書評」が2,000 words以下とする。この字数にはタイトル・執筆者名・キーワード・図表・注・文献リストが含まれる。
- ③ 査読の結果①に定められたページ数を超過する場合、二〇ページまで認めるが、刷り上がり原稿として、超過ページ分一ページにつき

五千円を印刷費・用紙代・郵送料として徴収する。

(二) 要旨とキーワード

- ① 日本語および中国語の「論文」「研究ノート」には、300 words程度の英文要旨を付ける。
- ② 英文の「論文」「研究ノート」には、300 words程度の英文要旨と600字程度の日本語または中国語要旨を付ける。
- ③ 「論文」「研究ノート」には、日本語、中国語、英語のいずれかの言語で、キーワードを三語付ける。

(三) 書式

- ① 提出原稿は、各ページ四〇字文四〇行とし、A4判用紙(横置き)に縦書きとし、ページ番号を付ける。
- ② 原則として「論文」「研究ノート」は、タイトル・執筆者名・所属・要旨・キーワード・本文・注・文献リストの順序で構成する。
- ③ 英文サマリーは、タイトル・執筆者名・所属・要旨の順序で構成する。

(四) 表記法

- ① 章・節には漢数字を用いて、「第一章」「第一節」と記す。
- ② 本文中の数字は全て漢数字を用いる。句読点、括弧、符号等の記号類は全角文字を用いる。
- ③ 原則として西暦を用いる。元号を使用する場合には、「令和二年(二〇二〇年)」のように記す。
- ④ 図・表は「図、一表」ことに別紙とし、本文とは別に一括して添える。図・表「」に通し番号をつけ、それぞれにタイトル、説明並びに出典等をつけ、本文原稿の欄外に挿入箇所を明記する。図・表の説明は、図の場合図の下に、表の場合は表の上につける。

(五) 注・文献引用

- ① 注は通し番号とし、半角算用数字を用いて記し、本文の最後にまとめて記載する。
- ② 引用・参考文献の記載は以下の通りとする。
  - ・書籍の場合、『著者名』書名』頁(出版社名、版表示、発行年)の順で記載する。
  - ・書籍所収の論文の場合、『著者名』論文名』編者名』書名』頁(出版社名、発行年)の順とする。
  - ・外国語文献の場合、『出版社名』前に出版社の所在地も記す。
  - ・雑誌掲載の論文の場合、『著者名』論文名』掲載雑誌名、巻号、頁、発行年の順に記載する。
  - ・論文名には、日本語および中国語文献の場合は「」を、外国語文献の場合は「」を用いる。
  - ・書名は、日本語および中国語文献の場合は『』を、外国語文献の場合は斜字体で表記する。
- ③ オンライン文献の場合、『ホームページ制作者名、引用箇所タイトル、URL(参照年月日)の順に記す。例：日本政治法律学会、[https://politicsandlaw.jindofee.com/\(2020.3.8\)](https://politicsandlaw.jindofee.com/(2020.3.8))』
- ④ 図表を他の著作物から転用・引用する場合は、必ず出典を図表の下に明記する。著作権者からの許可は、投稿者自身が事前に得ることが求められる。著作権をめぐる問題について、本学会は責任を負わない。

五. 校正

- ① 著者校正は初校のみとする。初校での校正は誤字・脱字等の誤植の訂正とし、大幅な加筆・修正は認めない。
- ② 著者校正の期間は二週間以内とし、初校は原稿とともに返送する。

六. 論文掲載料

- ① 規定内に要する費用は無料とする。ただし、カラー印刷は有料とする。

七. 抜刷

- ① 抜刷は有料とする。別刷りを希望する場合は、必要部数を初校返送時に申し出る。

本規程は二〇二〇年六月一日より施行する。

本規定は二〇二二年十月一日より施行する。